

令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、高知龍馬空港における国際チャーター便の受入れ体制を整えるため、空港法（昭和31年法律第80号）第15条第1項又は同法附則第5条第1項において読み替えて準用する同法第15条第1項の規定により空港機能施設事業を行う者として指定を受けている事業者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）が、高知龍馬空港を発着する国際チャーター便の出入国手続を円滑に実施するための事業を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助事業者、補助事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、当該決定の内容を別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(2) 本県において県税の滞納があるとき。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の概算払の請求)

第6条の2 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第2号様式の2による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助事業者は、補助事業について次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容

(2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(補助金の交付の決定の変更)

第8条 知事は、前条の規定による変更申請書が、審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第4号様式による変更交付決定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受理した後、当該通知に係る申請を取り下げようとするときは、10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第5号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条第2号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第6号様式による補助金実績報告書に知事が定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書を受領し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式による補助金の額の確定通知書により、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条第1項の規定により通知した補助金交付決定額（第7条第2号の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、通知を省略することができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業による取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械、器具、備品その他の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者へ収入が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助事業の調査等)

第14条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な調査を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、補助事業者は、当該調査に応じなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに運航実績が分かる証拠書類を作成し、かつ、当該収支及び支出に

関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条、第11条第3項、第13条から第15条まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助事業	補助対象経費	補助金の額	
			補助率	上限
高知空港ビル株式会社	出入国手続施設設置事業	高知龍馬空港を発着する国際チャーター便の出入国手続のために借り上げる施設や設備の設置・運営にかかる経費（使用料及び賃借料、委託料、工事請負費、その他知事が必要と認める経費）	定額	当該経費に相当する額又は65,432,000円のいずれか低い額

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所 〒

事業者名

代表者氏名

生年月日

令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付申請書

令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- ・収支予算書
- ・事業実施計画書
- ・補助対象経費の根拠となる見積書
- ・県税の滞納がないことを証する証明書

（申請日の3月前までに県税事務所で発行されたもの）

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、
健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、
提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元
できない程度にマスキング処理を施す等してください。

収支予算書

収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
補助金		
自己資金		
その他 ()		
合 計		

支 出

(単位：円)

補助事業	費 目	金 額	積算根拠	備 考
	使用料及び 賃借料			
	委託料			
	工事請負費			
	その他 ()			
合 計				

事業実施計画書

(単位：円)

補助事業	発注先	着手予定年月日 完了予定年月日	総事業費 (A+B)	補助対象経費 (A)	その他の経費 (B)	備考
計						

第2号様式（第5条関係）

高知県指令 高知交政第 号

補助対象事業者名

令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請がありました令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金については、令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 2 補助事業に係る手続については、令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱その他関係法令に定めるところに従わなければなりません。

第2号様式の2（第6条の2関係）

令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金概算払請求書

金 円也

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定通知がありました補助金の概算
交付を令和6年度国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱第6条
の2の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
既交付額	金	円
今回請求額	金	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
事業所名
代表者名

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 〒

事業者名
代表者氏名
生年月日

令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知交政第 号で交付の決定通知
がありました補助金を下記のとおり変更したいので、令和6年度高知県国際チャ
ーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 補助金変更申請額

交付変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
増減額	金	円

4 添付書類

- ・ 収支予算書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 補助対象経費の根拠となる見積書

収支予算書

収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
補助金		
自己資金		
その他 ()		
合 計		

支 出

(単位：円)

補助事業	費 目	金 額	積算根拠	備 考
	使用料及び 賃借料			
	委託料			
	工事請負費			
	その他 ()			
合 計				

(注) 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

事業実施計画書

(単位：円)

補助事業	発注先	着手予定年月日 完了予定年月日	総事業費 (A+B)	補助対象経費 (A)	その他の経費(B)	備考
計						

(注) 変更前を上段に括弧書きで記入してください

第4号様式（第8条関係）

高知県指令 高知交政第 号

補助対象事業者名

令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定の変更申請がありました補助金については、令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付の決定を変更しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

変更交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
増 減 額	金	円

高知県知事 様

住 所 〒

事業者名
代表者氏名
生年月日

令和 6 年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知交政第 号で補助金の交付の決定がありました事業の完了実績について、令和 6 年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
令和 年 月 日
- 2 補助金額
金 円
- 3 添付書類
 - ・収支決算書
 - ・事業実績報告書
 - ・補助対象経費の支出を証明する書類

収支決算書

収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
補助金		
自己資金		
その他 ()		
合 計		

支 出

(単位：円)

補助事業	費 目	金 額	積算根拠	備 考
	使用料及び 賃借料			
	委託料			
	工事請負費			
	その他 ()			
合 計				

事業実績報告書

(単位：円)

補助事業	発注先	着手年月日 完了年月日	総事業費 (A+B)	補助対象経費 (A)	その他の経費 (B)	備考
計						

第7号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 〒

事業者名
代表者氏名
生年月日

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました令和6年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税については、下記のとおり報告します。

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
（補助金交付決定額）

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

第 8 号様式（第 12 条関係）

高知県指令 高知交政第 号

令和 6 年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金の額の確定通知書

補助対象事業者名

令和 年 月 日付け第 号で実績報告がありました補助金については、令和 6 年度高知県国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

補助金の額 金 円